

横越町都市計画マスタープラン 各地区で説明会を開催します

町では、横越町が目指すべき将来像を実現するために、住民の意向を反映させたまちづくりの基本方針を明らかにすることを目的に、横越町都市計画マスタープラン（都市計画基本方針）の策定作業を進めています。

横越町都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想により構成されます。

◆全体構想 町全体の将来構想で、都市づくりの目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針、都市環境の形成または保全の方針を策定します。

◆地域別構想 地域ごとのまちづくりの課題にきめ細かく対応するとともに、まちづくりを住民のより身近な問題として捉え、もたらうため、町内を北部地域（藤山・駒込・うぐいす・小杉・平山・十二前）、中央地域（中央・上町・東町・川根町・茜ヶ丘・いぶき野・横越）、南部地域（二本木・木津・木津工業団地・沢海・阿賀野）の3地域に区分し、各地域におけるまちづくりの方針を策定します。

町では、昨年末に1,000名

の町民を対象にまちづくりに関するアンケートを行い、その結果を反映させた横越町都市計画マスタープランの素案を作成しました。その素案について皆さまからご意見をお伺いしたいと思っておりますので、多数ご参加ください。

◆日時 6月5日(木)～13日(金) 各会場：午後7時30分～9時
◆会場 町内6会場 ◆問い合わせ 建設企業課 ☎385-2111

期 日	地 区	会 場
6月5日(木)	小杉・平山・十二前	小杉地区コミュニティセンター
6月9日(月)	藤山・駒込・うぐいす	藤山会館
6月10日(火)	沢海・阿賀野	農村環境改善センター
6月11日(水)	中央・上町・東町・川根町・茜ヶ丘・いぶき野・横越	中央公民館
6月12日(木)	木津・木津工業団地	農業構造改善センター
6月13日(金)	二本木	二本木地区コミュニティセンター

国民年金保険料の「免除申請」を 希望される方へ

平成15年7月から、免除（全額・半額）を受けるためには、**7月～8月末までに手続きをしてください。**

国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。

- ・国民年金保険料の全額・半額免除
 - 全額免除……保険料を全額（月：13,300円）免除する制度です。
 - 半額免除……保険料の半額（月：6,650円）を免除する制度です。（保険料の半額を納めないと未納になります。）
- 全額免除と半額免除の基準は、前年の所得により判断されます。免除の対象となる所得の目安は世帯の構成などによって異なります。



平成15年度もあらためて手続きが必要です。忘れずに申請を！

- ①年金手帳
- ②印鑑（本人が署名する場合は不要です）
- ③平成14年度中の所得がわかるもの
（申請者本人、申請者の配偶者、世帯主すべての分）
 - ・会社勤めの方……源泉徴収票（平成14年分…コピー可）
 - ・自営業の方……確定申告書（平成14年分…コピー可）
 - ・前住所地での所得証明書（平成14年分…控除額、扶養人数のわかるもの）

平成15年1月以降に転入された方は、必ずお持ちください。



※平成14年12月以前から町内に住んでいる方は、③の書類は必要ありません。

- ④失業を理由とするとき（下記のいずれか）
 - ・雇用保険被保険者離職票（コピー可）
 - ・雇用保険受給資格者票（コピー可）
 - ・離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」（コピー可）
- ※申請者の配偶者および世帯主が失業した場合は、該当するすべての方の分が必要です。

ご注意ください！
～免除申請の承認を受けておられる方へ～
国民年金保険料を口座振替で納付されていた方で、平成15年6月まで免除申請の承認を受けた方は、6月に免除期間が終了することにより口座振替が再開され、平成15年7月納付分から引き落としが行われます。
引き続き免除申請を申請される方は、銀行等で口座振替辞退申出書の提出等を行い、口座引き落としされないように手続きをしてください。

保険料の免除（全額・半額）は、前年の所得を基準として審査されますので、**前年の所得を申告していない人は、必ず申告してください。**

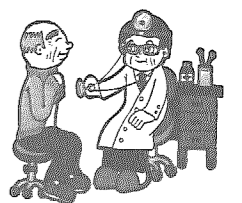
- 免除申請についてのお問い合わせ・受付窓口……役場 町民生活課 国民年金係
- 国民年金保険料についてのお問い合わせ……新潟東社会保険事務所 ☎283-1016(代)

退職者医療制度 を受けられる人

会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている

74歳以下の人とその扶養者
（ただし、老人保健加入者は除く）

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健法の適用を受けていない人
- ③厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
- ④退職者医療制度の該当者本人の配偶者と扶養家族



年金受給権が発生した日から適用

●お医者さんにかかる時の一部負担金

退職者被保険者本人	入院・通院とも
扶養家族	3割

◆問い合わせ 町民生活課 国民健康保険係

「ダメ、ゼツタイ」薬物乱用 不正大麻・けし撲滅運動実施中

薬物乱用問題は、現代社会では避けて通る事ができないほど、私たちの身近で深刻な問題になっています。平成14年度、県内では不正けしが2,143本も発見されており、前年を275本も上回っている状況です。毎年5月1日から9月30日まで、薬物の原料となる不正大麻・けし撲滅運動が実施されています。

- 禁止されているものがあります。外観の特徴から、園芸用との区別が付きません。
- 植えてはいけない「けし」**
- ①茎や葉などの全面にろう質を持つため、白っぽい緑色に見える。
 - ②草丈が大きく1m以上になる。植えて良いけしに比べると茎が太くしつかりしている。
 - ③葉が茎を包み込んでいる。葉が茎の上の方までついている。
 - ④花期が終わると、長方形または円形のかかなり大きな「けし

植えてはいけないけしや「おかしい」と思われるけし等を見つけた時は、健康福祉環境事務所へ連絡して下さい。

◆連絡先
新津健康福祉環境事務所
☎0250-22-5174

